

第三回 運輸及交通委員會會議錄第二十八号

昭和二十三年七月二日(金曜日)
午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 川野 芳清君
理事 前田 正吉君
理事 堀江 實藏君
理事 佐伯 宗義君
理事 高橋 武雄君
理事 大澤 嘉平治君
理事 小笠原 八十雄君
理事 岡村 利右衛門君
理事 尾崎 末吉君
理事 田村 虎一君
理事 中野 武雄君
理事 増田 甲子七君
理事 井谷 正吉君
理事 川島 金次君
理事 佐々木 三三君
理事 重井 康治君
理事 島田 實作君
理事 館 俊三君
理事 志賀 健次郎君
理事 橋 直治君
理事 原 龍雄君
理事 矢野 政男君
理事 飯田 義茂君
理事 堀江 實藏君

出席政府委員

運輸大臣 岡田 勢一君
運輸政務次官 木下 榮君
運輸事務官 加賀山 之雄君
運輸事務官 三木 正君
運輸事務官 藤谷 虎芳君
委員外の出席者
専門調査員 岩村 勝君
専門調査員 堀 正威君
専門調査員 堀 正威君

本日会議に付した事件

國有鉄道運賃法案(内閣提出)(第七七号)

○川野委員長 會議を開きます。

これより國有鉄道運賃法案を議題として討論に入ります。討論はこれを許します。前田正吉君。

○前田正吉委員 私はこの機会におい

て、國有鉄道運賃法案に対する民主自由

由の修正案の要旨を述べるとともに

に、わが党の本問題に関する所見を申

し上げたいと存じます。

わが民主自由の修正案の要旨は、

旅客運賃は現行運賃の十割増とし、特

に学生定期はすえおき、普通定期は五

割増とする、貨物運賃は現行運賃の二

割増とする、というのであります。法

案第三條第一号「百五十キロメートル

までは一四二五錢、百五十キロ

メートルをこえる部分は九十錢とす

る。」とありますが、これを「百五十

キロメートルまでは七十錢、百五十キ

ロメートルより五百キロメートルまで

は五十錢とし、五百キロメートルをこ

える部分は三十錢とする。」と改める

とともに、別表第一、第二及び第三中

所載の修正をするものであります。

政府の原案によりますれば、旅客、

貨物ともに同率の二十五割の値上げを

せんとするのであります。その理由

を得ないところであります。

旅客運賃については、生計費の大部

分を飲食物に充てざるを得ない今日

において、運賃の大幅値上げは國民生

活に重圧を加えることを否定すること

はできないと考えます。特に定期の値

上げは、勤労階級の生活に甚大な影響

を及ぼす結果となり、政府原案のごと

き商率の値上げは、近距離旅行につい

ては、郊外生活者の生活をなだしく

困難に陥らしむるものであり、また中

距離以上の旅行については禁止的値上

げと言ふべきであります。

政府が予算面において、旅客収入に

つき値上げによる五割の利用増を見込

んでいることは、右の事實を政府みず

から足認するものであると言わなければ

ならないのであります。わが党とし

ては生活費や國民所得、三千七百円買

金ベースとの関係を考慮いたしまして、

旅客運賃は従来に比して運賃負担の過

重とならない限度の十割増の値上げが

と云われるのであります。よし運賃

が物價のうちに占める割合は、その

個々について見るときは低いとしても、

関連物價の價格中に占める運賃を合算

すれば、雪だるまのごとく運賃は増加

するのであります。運賃の値上げが

するものであります。また、貨物運賃

物價に影響するところは少くないと考

えられるのであります。また、貨物運

賃の値上げに伴つて小運賃、荷役等の関

連運賃の引上げも必ず行われるのであ

りまして、これらを合算した輸送費の

物價に占める割合は、はなはだ大であ

ると言わねばならないのであります。

しかもやみ物價は運賃引上げ以上に騰

貴するのでありますから、心理的作用

も加つて、貨物運賃の高率引上げは

いよいよインフレーションをかけるのは

必至であります。これらの点を慎重に

考慮して、貨物運賃の値上げをなすべ

く低位に止め、二十割の値上げをもつ

て最も妥當なものと判断し、ここにこ

の修正案を提出することとした次第で

あります。

なおわが党といたしましては、この

修正によつて生ずる収入不足三百一億

円の補填は、國庫の現狀に鑑み、貨物

増進による増徴、私鉄賣却、不用財産

賣却、経営合理化の徹底、二十五割

値上げの場合の収入減の削減、その他

冗費の節減をはからしめること等によ

りまして生ずる予算節約、もしくは収

入額八十一億圓、修繕費中のレール、

枕木、通信、電力施設等、財産とすべ

きものを生産公債によつて賄ふことと

し、右公債額四十億圓を除きなお不足

額百八十億圓は、一般会計よりの繰入

金増額によらんとするものでありま

す。

以上わが民主自由の修正案の要

旨であります。何とぞ各位の御賛同を

得たいと存じます。(拍手)

○川野委員長 佐伯宗義君。

○佐伯委員 私は社会党並びに國民協

同党及び民主の共同提案といしまし

て、本案に対し、その内容に以下の

ごとき修正を加えんとするものであ

ります。

今回の國有鉄道の運賃値上げは、政

府案によりますと、旅客並びに貨物

とも約三倍半でありましたが、貨物運

賃は原案の通り三倍半といたしまし

て、旅客運賃の値上げにつきましては

基本貨率を約二・五倍として、その

端数を整理しまして、次のごとく修正

したのであります。普通旅客運賃は

一八・一キロにつきまして百五十キロ

までは九十錢、百五十キロ以上は六

十五錢とせんとするのであります。従

つて同法案の第三條を左のごとく修正

せんとするのであります。第三條「鉄

道の普通旅客運賃は、左の各号の定め

るところによる。一、三等の貨率は、普

通客一キロメートルごとに、百五十

キロメートルまでは一四二五錢」と

あるのを「九十錢、百五十キロメー

トルをこえる部分は九十錢」とあるのを

「六十五錢」とする。「一、二等の運賃

は三等の三倍、一等の運賃は三等の六

倍の額とする。」次にこの修正のため

に旅客運賃改正の手續が遅れますの

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

で、改正貨物及び旅客運賃の実施期日を別々にする必要が生じたので、第十條を以下のように修正せんとするものであります。第十條 この法律の施行期日は、公布の日から七日」とあるのを、「二十日をこえない期間内において」また「政令でこれを定める。」と改定する。各規定につき政令でこれを定める。かように修正を加えんとするのであります。

かくのごとく修正を加えんといたしました理由をいたしましては、御承知の通り旅客運賃が三倍半、並びに貨物運賃の三倍半という政府の提案は、われわれの調査によりますと、貨物運賃はまったく適当であるという結論に到達したのであります。その理由をいたしましては、幾多政府が説明をしておりますが、特に昭和九年、昭和九年から十一年までにおけるこの國民總所得に対する國民の鉄道貨運負担率と申しますのが、昭和十一年の基準年度におきまして一・七多となつておるのであります。今回の三倍半の運賃値上げは、ちやうどその率と同率になつておるのであります。この点は、いさゝか政府はこれと異なる案をもつておられます。ちやうど貨物運賃という点から推察されますと、五倍くらいが適當でないかという御説明がありました。が、わが党といたしましては、われわれの考えにおきましては、國民總所得、日本の國の全生産力、生産總額に對しまして、貨物運賃の占むる割合がいかに少いことが、最も公平妥當だと考えられましたので、この三倍半が最も適當なりとされたのであります。

次に旅客運賃におけるこの三倍半は、これは二・五五倍が最も妥當であるといふことにつきまして、御説明を申し上げたいと思つて、この点は、政府は御承知の通り三倍半を、運賃の占める國民生計費の割合は、基準年度と同率だと御説明しておられます。であります。が、われわれは國民總所得におけるこの運賃の比率と同一でなければならぬ、こゝういふ見地に立つて調査いたしました結果、政府の提案におきましては、ちやうど基準年度の二・一多というものが、今回は三・九多に達してゐるのであります。これは非常に高過ぎるのであります。従つて國民が負担に堪へられないだらう。もつともこの基準年度と同一比率にいたしますと、ちやうど一倍半となるのであります。かようにわれわれは根據をその点に置きまして、政府の提案を修正せんとするのでございます。ただ概念的におきましては一倍半が非常に高いやうな感じは起しますけれども、わが國の健全財政の堅持、インフレの克服において、あながち、運賃が高いことがインフレを促進するやうなものでないのではありません。要するにおのづかの経済の発展に即した自立経済それ自体こそ、インフレ克服の最大の原因になると信じてゐるのであります。現在におけるこの國有鉄道は、まづたか數百億円の赤字財政をもつてゐるのであります。この赤字なるものは、それを一般會計の、國民の別個の徴税によるこの負担をもつて、運賃に補助をせんと欲しますことは、かえつて経済を跛行のならしむるものであります。國有事業でありまして、企業でありまゝする限りには、これは独立採算制を堅持するの當然のことと思ひのであります。独立採算制を堅持

いたしますにつきましては、その事業が本来もつてゐる経済力を發揮しなければならぬと私は考へるのであります。従つて國有鉄道がいたずらに高い運賃を掲げましても、結局國有鉄道の経済力がみずからもつてゐる本来の償還力の要求は、決して期待することの結果を生じません。その点におきまして三倍半ないし四倍の値上げは、いたずらに數字の羅列に終りまして、収入においては減するであらう、かように私は考へるのであります。この二・五五倍といふものは、われわれ利用いたします一般旅客が、その利用いたしました賃金に對する正當な対價であると信ぜられるのであります。かやうな見地に立ちまして、今回の修正なるものは、國有鉄道本来の性格に鑑みまして、健全財政の一環として、將來の線に沿つて鐵道當局にあらゆる角度から經營の合理化を要請せんとするものであります。もちろん今回これによりまして生ずるとする損害金は、現在百億の一般會計繰入れ以外に、なお二百億に余るとする膨大な繰入れを要するのであります。この点につきましては、國有鐵道當局におかれましては、石炭の非常に不當な負担に重点を置いておられますけれども、もちろんこの点は、いさゝかでないものであります。が、なお私どもも見るところによりまして、より以上に経費削減をする点が多々あると思ひのであります。しかしながら敗戦後のわが國を建て直しますにつきましては、それは將來のことでありまして、現実の問題としては、何としても日本全國におけるこの全産業、全經濟に現れておる現象といたしましては、やむを得ない一つの段

階が考へられますから、この点からいまして、今回の三百數十億円の損害なるものは逐次これを補填せられまして、さうして本當の收支バランスの合つた經營を鐵道當局がなされるやうに、こゝういふ要請を、われわれは徹底的にせんとするのであります。かやうな理由におきまして、この修正案を提出いたします次第であります。御賛成を願ひます。

○川野委員長 川島金次君。○川島委員 私は日本社會黨を代表いたします。ただいま佐伯君から提案になりました運賃の修正案に對して賛成をいたしますのであります。ただこの機会に修正案を賛成するにあたりまして、わが党が主張いたしてまいりました態度を明確にいたしておきたいと思ひのであります。

政府は昭和二十三年度の予算の編成にあたりまして、おほむね企業業の赤字を補償し、一般國民の、殊に勤勞大衆の生計の赤字を克服するために、つてまいりました予算編成の方針は、もつぱら物價の改訂並びに特別會計における鐵道、通信料金の改訂にのみ、その主眼を置いたといふこと、この考え方、對しては、わが党といたしましては必ずしも賛成いたしかねる点が多いのであります。殊に國鉄の料金が國民經濟に及ぼします影響の重大性に鑑みまして、同時に一方、政府が今度とりました資金の改訂にあたりまして、三千七百九十一円といふこのベースの問題自身においても、わが党は必ずしも賛成いたしかねる点があるものであります。しかしながらこの三千七百九十一円について、われわれの立場においてはこれが徹底的な檢討を加へますこと

は、ひいて一般會計並びに特別會計にわたつての全面的、根本的な修正を必要とするといふ結論になる事柄に鑑みまして、そのことはやがて予算の全面的な成立に非常な時期を要することになるのであります。そのために、こゝで現與の國民經濟に及ぼすところの影響の甚大なる点に鑑み、わが党といたしましては、この三千七百九十一円という資金ベースは、暫定的予算單價といたしまして、これを一應了承するといふ建前に立つておるのであります。本来でありましたならば、政府の聲明しておりますがごとく、昭和二十二年度の日本の財政經濟の現狀に鑑みまして、一箇年間一千二百億円の赤字を背負わなければならぬといふことが言明されておるのであります。もしこの千二百億円の赤字克服の根本的な態度において、われわれの考へております点と同様の態度を政府がとりましますならば、あつてこそ食糧として物價と料金の改訂をせなくとも、完全に財政經濟並びに國民生活の均衡をとり得る確信をわれわれはもつておるのであります。この点につきましては、いさゝか本會議において總予算の修正案賛成の場合において、わが黨の同僚から具體的な發言の聲明があつたと思ひますので、この点はこの機会には省略いたします。ともかくにもわが黨といたしましては、以上のような基本的な態度に立つて、この鐵道運賃改正法に臨んでまいつてきた次第であります。本来でございますれば、冒頭に申し上げました企業並びに家計の赤字克服の政策として、わが黨の基本的な立場からいいたしますならば、この鐵道料金の値上げ等のごときも、少くとも二倍程度

は、ひいて一般會計並びに特別會計にわたつての全面的、根本的な修正を必要とするといふ結論になる事柄に鑑みまして、そのことはやがて予算の全面的な成立に非常な時期を要することになるのであります。そのために、こゝで現與の國民經濟に及ぼすところの影響の甚大なる点に鑑み、わが党といたしましては、この三千七百九十一円という資金ベースは、暫定的予算單價といたしまして、これを一應了承するといふ建前に立つておるのであります。本来でありましたならば、政府の聲明しておりますがごとく、昭和二十二年度の日本の財政經濟の現狀に鑑みまして、一箇年間一千二百億円の赤字を背負わなければならぬといふことが言明されておるのであります。もしこの千二百億円の赤字克服の根本的な態度において、われわれの考へております点と同様の態度を政府がとりましますならば、あつてこそ食糧として物價と料金の改訂をせなくとも、完全に財政經濟並びに國民生活の均衡をとり得る確信をわれわれはもつておるのであります。この点につきましては、いさゝか本會議において總予算の修正案賛成の場合において、わが黨の同僚から具體的な發言の聲明があつたと思ひますので、この点はこの機会には省略いたします。ともかくにもわが黨といたしましては、以上のような基本的な態度に立つて、この鐵道運賃改正法に臨んでまいつてきた次第であります。本来でございますれば、冒頭に申し上げました企業並びに家計の赤字克服の政策として、わが黨の基本的な立場からいいたしますならば、この鐵道料金の値上げ等のごときも、少くとも二倍程度

に止め得べき性質のものであるといふことをわれ／＼は確信しておるのであります。しかしながらわが党といたしましては、冒頭に申し上げましたごとく、基本的な前提が、貸金ベースの改訂には非常な時期を必要とし、そのためには予算の一時的不成立という事情を勘案いたしまして、それから来る國民經濟の不安と混乱とを最小限度に止めたいというこの観点に立ちまして、できるだけ本予算は速やかに成立せしめたいという考え方も、わが党の基本的な態度であつたのであります。従つて予算の全面的な成立を予期いたしまするがためには、民主的に國會の多数を有する與黨、すなわち三派の間においてできるだけわが党の主張に近いところの妥協点を見出すことに、最大、最善の努力を傾注いたしましたのであります。その結果といたしまして、貨物運賃の二・五倍の案は、これは今日の國民經濟と同時に、日本全体の財政の内容とに鑑みまして、これを一應了承するといふことに決定いたしましたのであります。

さらに旅客運賃の問題に至りましては、前提の條件を満たすならば、旅客運賃はおおむね二倍で事足りるとの確信をもつておるのであります。ただいま申し上げましたような事情に鑑みまして、二・五倍案を主張したのであります。けれども、ただいま申しましたごとく三派の妥協点を見出すための契機といたしまして、眞にやむを得ざることとなりまして、眞にやむを得ざるの倍率二・五を承認するに至つた次第であります。しかしながらわれ／＼日本社會党といたしましては、鉄道特別会計には未だ合理的ならざるもの

の要素が、少くとも多分に含んであるといふ考え方をもちつておるのであります。殊に運輸省を中心として設立されておりますところの外郭團體の性格、あるいはその外郭團體が行つております事業の運賃の事情、あるいはまた外郭團體と運輸省との間における、必ずしも満足といへない線路のいろ／＼の事情をわれ／＼は開明いたしておるのであります。この意味において運輸省は、本日からでも決して運賃は十分なる再検討を行い、いたしななる從業員の誠意といふことを前提といたさないところの國鉄自身、並びに國鉄の外郭團體の再検討をいたしまして、一日も速やかにこれが合理化を實現すべきであるといふことは、われわれが強く主張いたしておきたい点であるのであります。

次に、この機会に運輸大臣に特に申し上げておきたい事情は、われ／＼の主張いたした定期運賃の問題は、これまた前提に申し上げました條件が整いますならば、覺といたしましては、旅客定期のごときは少くとも五割程度で食ひ止めるべきであるといふ基本的態度をもつておるのであります。しかしながらわが党が二・五五倍といふこの基本倍率を承認する以上は、運輸當局において今後その法律の實施にあたりましては、少くとも定期旅客運賃にいろ／＼の端数が生ずる場合におきまして、われ／＼が承認する二・五五を断じて超えないといふ、この基本線だけは厳守をいたしてもらいたいといふことを、厳に強く要望いたす次第であります。

さらにまた該法案の八條に「全体として國有鉄道の總收入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の輕微な変更は、」といふきつめて抽象的な法文がここにあるのであります。この点についても運輸大臣の考え方いかんによりますと、この法の精神がややもすれば生かされないといふ事情が生ずるのではないかと心懸を、われわれはもちつておるのであります。そこで私どもは特にこの点も重ねて運輸當局に強く要望いたしておきたい次第であります。この第八條の法文の本來の精神を必ず貫徹すべく、運輸大臣は明確な態度を、この機会に最後でよいのでありますから、示しておいていただきたい。そういうことをわれ／＼は前提といたしまして、ただいま佐伯君から提案になりました修正案に、万やむを得ざることにして賛意を奏する次第であります。(拍手)

○川野委員長 飯田鐵道。今提案になつておりますところの國有鉄道運賃法案中の値上げの問題であります。この運賃の値上げに對しましては、國民たれ一人といいたし、まして強むものはないと思つております。國民協同黨といたしましては、現行の運賃でいけるならば、これに越してのことはないのであります。この点については相當審議を重ねたのでありますけれども、今日の日本の經濟状態から見まして、その理想的希望といふことはとうてい許さないものであります。そこでやむを得ずいたしまして、ただいま修正案を佐伯君より出されましたが、國民協同黨といたしましては、もやむなくこの修正案に賛成をしないてはならないのであります。各委員よりいろ／＼の御説明がありましたら、私は重複を避けるが、ただ私はここに政府に希望を附したのであります。

○高橋委員 私は今回付議されました國有鉄道運賃法案に對しまして、二つばかり修正意見を提出するものであります。すなわち、第一條第二項を削除したいのであります。第一條第二項には「前項の運賃及び料金は、左の原則によつてこれを定める。」といふ趣旨のもとに四つの條項があげられております。すなわち「公正妥當なるものであること。」「第二番目には「原價を償ふものであること。」「第三番目には「産業の発達に資すること。」「第四番目には「貨金及び物價の安定に資すること。」「この四つであります。これらの原則は、今回の運賃値上げの審議に際して種々討論いたしました。私の見ますところは、國有鉄道が國家によつて運営され、しかも國家の官吏によつて管理されておる以上、これらの原則は當然の原則であり、ここにあげても何ら害はない程度だから、あげてもいいではないかという議論もありました。ところが、私はこんなどらない原則をここにあげても、いわゆる半頭を擧げて狗肉を賣る式のものになつて、法律としては全然必要がないといふ建前のもとに、この條文からこれを削除することゝ提案いたします。鉄道が國家の官吏によつて、非常に注意深く、また行き届いて管理されておる以上、運賃値上げの場合、あるいはその他のことにいつて、これらの四原則がとられることは當然でありますから、かくのごとき蛇足的な條項は不必要なりと考えます。従つてこの四つの條項の削除を提案いたします。

なお第三條第一号中の貸率でありましたが、「二五二五二五」とあるのを

「七十銭に」、「九十銭」とあるのを「五十銭」に改めるわけであります。すなわちこれは旅客二倍貨物三倍学生定期すえおき——これは運輸大臣の権限に属しておりますが、学生定期はすえおき、それから一般定期は一倍半、こういうような値上率を私は提唱いたしたい。しかもそれに対するわれ／＼の反対意見は、先ほど自由党の前田委員よりお話がありましたように、どうでありまして、私も大体同じような考えをもつております。従つてわれ／＼は單なる收支の會計を合わすという——独立採算制を支持するの余りに、國民生活を圧迫しインフレを非常に高懸させ、また勤労大衆の實質賃金を削るがことき傾向を助長する今回の運費値上げには、賛成できないのであります。おそらく政府提案のごとくでいけば、すでに怪しくなつておる三千七百円ベースは維持できない。また独立採算制の前提である経営の合理代、経費の節約のごときは、約十六回の委員会において、大國政府委員よりわれ／＼は説明を聴取いたしましたから、何ら納得すべき点がないのであります。しかもかくのごとき重大な法案が、一休閣議において旅客、貨物とも三倍半という決定を見ながらかわらず、一昨日までこれが輿論間において決定を見なかつたというところは、われ／＼はまことに意外とするところでありまして、昨日もこの委員会において討論終結を見るはずであ

すまじが、興業の出席がないために
本日にもち越された。おそろくこの運
賃の決定が政治的に利用されるから、議
会に付議するのは反対であるというの
が、運輸當局の腹でありましようが、
絶対に興業側さえはつきりしておれ
ば、かくのごとく時間を遷延し、六月
十五日の値上げ予定なのが、七月十五
日も怪しいというような、かくのごと
くきくくならぬことは起きなかつたうと
私は思うのであります。従つて私ども
はこの運賃値上げが遷延しましたこと
によつて生ずる赤字は、政府が當然者
にすべきものとして、私は討論の基礎
に置いておらないのであります。か
お結論として、國民は何ら独立運
算制のモルモットになる必要はない。
結局独立採算制を維持するために、
民がその犠牲になる必要はないとい
ふことを重ねて強調いたします。
しかし私どもは提出されました
回の總予算、約四千億の予算に対して
二割天引を主張いたしておきました。そ
はそれによつて約七百二十億を節約
たしまして、行政整理、あるいは官廳
の節約、取引高税の廃止、あるいは事
務の廃止、所得税の軽減、運賃の
是、そういうような点をわれわれは
正しております。必要な六・三制で
るとか、災害復旧費とか、そういう
のは削除いたしません、總予算の
くを縮めることによつて、約七百二
億の経費の節約を提唱いたします。
つてこの鉄道に対する財源の点につ
て、一言触れたいと思ひますが、本
度の経費中おなるものは、人件費が
百四十九億、物件費が五百六十億、
のうちに石炭費が二百四十六億、
億が、物價改訂によつて二百四十六

なります。その他の経費を加えますと、おもなる経費だけで九百八十一億という巨額に上るわけであります。従つて以上の、われ／＼の提唱いたしました旅客二倍、貨物三倍、学生定期券すえおき、定期券一箇半という案によつて、旅客、貨物の總収入を想定いたしますと、約六百三十五億になるのであります。この六百三十五億のうちその収入と、總経費の九百八十一億を差引いたしと、赤字が約三百四十六億に相なります。しかし政府は百億の中に繰入れるという予定をしておりますから、それを差引きまして二百四十六億、この二百四十六億の財源をわれ／＼は以下のような方法で求めたいと思ひます。すなわち國有鐵道が非常に重大なる國家の産業組織であるに鑑みまして、石炭の面において國有鐵道を重要産業並に指定すべきであると考えたるのであります。すなわち特定の消費者たる重要産業の石炭の消費者價格は、千円であります。しかし國有鐵道が使用する石炭は三千四百四十七円、これは政訂による價格であります。従つて國有鐵道も石炭の面において重要産業並に指定されるならば、その差額は約四百十億に相なります。これは鐵道が重要産業に指定されることによつて、百四十億の財源を節約することができまふ。なおこの鐵道の九百八十億の経費のうち、私は天引一〇％八十億の経費のうち、私の中には一〇％の節約を提唱いたします。この中には行政整理その他を含むことはもちろんであります。そのほかは無賃乗車証の整理、あるいは構内營業、廣告料金の合理的増收策、または不用資材、施設物件、その他の特殊物件の拂下げといふやうな積極的な方法によつて、約

第十五條に「十五坪以上の敷地を有する」といふ語がある。かようにいふと、いゝゆる余つてつりがまゐります。そういうわけでは、私はかくのごとき財源を求めて、結局この修正案を提出した次第であります。

なお最後に、別に私はくどいことを申しませんが、運輸當局に特にお願いたしましたのは、貨物の点において、貨物の等級を全然改正せずに、貨率を審議しておる点が間違ひなのであります。昭和十五年に貨物の等級を改正して以來、運輸當局は何ら貨物の等級をかえることによつて、物價の高騰とインフレーションの高進をならみ合せて、適當に貨物の貨率等級をかえるべきであらうという意見を運輸省に提唱いたしました。もちろんザ・ピースの政權、経營の合理化は、この際獨立採算制をとらんとする以上は、當然であると思ひます。

なお一つ、労働組合の協力でありますが、この運賃の値上げについて、労働組合は何らの興味をもつておらないのであります。はなはだしきは先般労働組合の指導者によつて、全然運賃改正の必要なしという提議すらされておることは、運輸當局の承知されるところと考へます。私はいくつづつただけ合わしても、六十一万の勤勞力衆、いゝゆる現徳の諸君の協力がなかり、國有鉄道の赤字を一掃することゝはまつた不可能であらうと思ひます。こういう点について、たとえば労働組合が地区的にストライキができるとか、あるいはダイヤの改正についていろいろ意見があるとか、こういうことはわれわれは非常に遺憾とするところはあります。

ましても、十分御注意あらんことを希望いたします。國民の鐵道として、眞に正しい、いわゆる國民に愛される鐵道をつくつていただきたいために、私はかくのごとき修正案を提出する次第であります。

○川野委員長 堀江實藏君。

○堀江委員 時間が大分遅くなりましたので、きかれて簡単に私の修正案並びに意見を申し述べます。私の修正案の要旨は、第三條第一号中「四二十五錢」とあるのを「三十五錢に改める。第二及び第三を改める。貨物費率のみ〇・五倍の値上げとします。つまり旅客運賃は現状すえおきてあります。この根拠は、私がここになる述べる必要もないわけでありまして、國民大衆は、今回の政府の大家收奪を甚だしくとるところの態度に対して反対であり、従つてその根拠をなすところの物價値上げに反対であるといふ見地に立つものであると、物價値上げ反対につきましては、國民の輿論として各地に物價値上げ反対大会が起るのには御存じであると思ひます。こゝに於ては物價値上げが日本のインフレを起した物價値上げが日本のインフレを起した、従つて日本の經濟の再建を妨礙に陥れて、日本を經濟を破滅に陥れて、第一歩であるといふ端点に立つて、鐵道運賃値上げに対して絶対反対のものであります。この問題の詳しことは皆さんすでに御承知の通りであります、きわめて簡単に結論であります。

申し上げたいと思ひます。

鐵道の独立採算制の問題であり、國鉄は臨時中非常に簡便され、うして敷設を受けておる。こうし

際、國鉄の復興をはかるには、独立採算制をとるべきではない。この段階においては、國鉄の再建に力を入れるべきである。しかしながら、今回興業三派の二・五五倍の値上げにしましても、前の政府原案でも、進駐軍費用であり、また、あるいは一般行政費を一般会計の経理にやりまして、百億の繰入金が入った。なお今回の二・五五倍の値上げによりまして、二百億見当の一般会計からの繰入れが必要という事実、独立採算制をとられていないと言えらるゝのであります。そうして政府の原案の三倍半、あるいは興業の二・五五倍の値上げにいたしました。こうした赤字がある今日、値上げをすることは、結局また次の値上げをしなければならぬということになると思ふのであります。三千七百九十一円ベースの問題を見ても、すでに三千七百九十一円ベースは崩れて、國鉄労組及び全官公廳が一致して五千二百円ベースを要求しております。政府の原案にしても、興業の二・五五倍にしても、必ず近いうちに崩れて、再び値上げする、あるいは補正予算を組んで一般会計から繰入れをしなければならぬ、ということとは明らかな事実である。われわれは物價を引上げることに反対し、日本経済を再建するために力を入れておるにかかわらず、安易なる方法によつて物價値上げをする、その一環としての國鉄運賃値上げについては、断固として反対せざるを得ないのであります。

なお國鉄當局に要請しておきたいことは、外郭団体の整理、あるいは経営の合理化、その中におきましても土壌業者等の關係を公正にし、やむを得ない、不用品排下げの適正、軍拂下げ物資の公正化、そうした点、それからさきにも触れましたように、従業員の特遇をよくしない限りはストライキは起る、労働政策は起る。労働者の最低生活の保障なくしては、國鉄の再建というものは断じてあり得ない。そういう点におきまして、行政の整理その他についても慎重に審議されたい、ということをお願いいたしまして、政府原案並びに興業の修正案、あるいは各党の修正案に対して反対し、ここに私の修正案を提出するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。この際岡田運輸大臣より発言を求められておりますので、これを許します。岡田運輸大臣。

○岡田運輸大臣 ただいま御討論中、各委員からお述べになりました國有鐵道の経営の合理化、企業の整備並びに外郭団体の再検討の点につきまして、御趣旨に副ひまして十分努力を盡したいと存じております。

第一類第十四号 運輸及び交通委員会議録 第二十八号 昭和二十三年七月二日

げ物資の公正化、そうした点、それからさきにも触れましたように、従業員の特遇をよくしない限りはストライキは起る、労働政策は起る。労働者の最低生活の保障なくしては、國鉄の再建というものは断じてあり得ない。そういう点におきまして、行政の整理その他についても慎重に審議されたい、ということをお願いいたしまして、政府原案並びに興業の修正案、あるいは各党の修正案に対して反対し、ここに私の修正案を提出するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。この際岡田運輸大臣より発言を求められておりますので、これを許します。岡田運輸大臣。

○岡田運輸大臣 ただいま御討論中、各委員からお述べになりました國有鐵道の経営の合理化、企業の整備並びに外郭団体の再検討の点につきまして、御趣旨に副ひまして十分努力を盡したいと存じております。

なお高瀬委員のお述べになりました貨物等級表の改正につきましては、物價がもう少しおちつくのを待ちまして、検討いたしたいと存じます。

次に川島委員からお述べになりました法案中の、第八條の実施取扱いの上の注意といたしまして、國會で御決定になられます基本賃率の倍數を、操作の上において超えないこと、ということでございます。これも御趣旨に副ひまして、さううにいたしたいと存じます。なお対キャ運賃をつくります場合に、ごく輕微な端數の四捨五入は御了承をお願いしておきたいと存じます。それから特に御趣旨にありました中で、学生通学定期、学生の特定の休暇

時における船賃の運賃等につきまして、十分に考慮いたしたいと存じます。

○川野委員長 それではこれより採決に入ります。なお念のためにその順序を申し上げます。まず第一に堀江實藏君提出の修正案、次に民主自由党より提出の修正案、次に社会革新党より提出の修正案、次に社会党、民主党及び國民協同党の三派より共同提出の修正案、最後に修正部分を除く原案について採決いたします。

まず堀江實藏君提出の修正案について、採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○川野委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に民主自由党提出の修正案について、採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○川野委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に社会革新党より提出の修正案について、採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○川野委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に社会党、民主党及び國民協同党三派共同提案になる修正案について、採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○川野委員長 可否同數であります。よつて國會議決第五十條により、可否同數のときは委員長の決するところであり、委員長は本修正案に賛成

であります。(拍手)よつて本修正案は決定いたしました。

○川野委員長 可否同數でございます。よつて委員長は賛成であります。よつて國有鐵道運賃法案は、修正議決されました。(拍手)

なお衆議院規則第八十六條による、報告書作成の件は、委員長に一任するに御異議ありませんか。

○川野委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

それで本日はこれにて散会いたします。午後零時三十分散会

とを必要且つ妥當と認め、又施行期日については旅客運賃引上率の修正に伴つてこれを改める要ありと認め、本法案はこれを別紙の通り修正議決した次第である。右報告す。

昭和二十三年七月二日

運輸及び交通委員 川野 芳満
衆議院議長 松岡 均吉殿

(小字及び一は修正)

國有鉄道運賃法案の一部を次のように修正する。

第三條 鉄道の普通旅客運賃は、左の各号の定めるところによる。

一 三等の貨率は、營業キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは、九十錢、百五十キロメートルをこえる部分は、九十五錢とする。

二 二等の運賃は三等の三倍、一等の運賃は三等の六倍の額とする。

附則

第十條 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、〇〇政令でこれを定める。

別表第一

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森 函館間	円 420	円 420	円 1140
宇野 高松間	円 106	円 76	円 807
仁方 堀江間	円 25	円 75	
宮島 宮島間	円 18	円 270	円 185
大島 小松港間	円 90	円 3	
下関 門司港間	円 3	円 7	円 7

別表第二

第六條の規定による急行料金表

種別	地帯別	三等料金	二等料金	一等料金
急行料金	600 キロメートルまで	円 180	円 360	円 540
	1200 キロメートルまで	円 130	円 260	円 390
	1201 キロメートル以上	円 260	円 520	円 780
準急行料金	600 キロメートルまで	円 180	円 360	円 540
	1200 キロメートルまで	円 130	円 260	円 390
	1201 キロメートル以上	円 260	円 520	円 780